

近世前期における幕府鷹場の存在形態

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

3

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

2003-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002877>

近世前期における幕府鷹場の存在形態

根崎 光男

はじめに

幕府放鷹制度にとって重要な位置を占める幕府鷹場の研究は、制度論や地域支配論、地域編成論、江戸城城付論、それに鷹場の下賜・返上に伴う儀礼論などとして展開してきた。

まず比較的早く幕府鷹場について言及した北島正元氏は、「家康のころは放鷹をおこなう場所としてはとくに指定されていなかったようであるが、寛永五年（一六二八）一〇月に江戸近郊の鷹場が指定され公告された¹⁾とし、幕府が寛永五年一〇月に江戸周辺の鷹場村々に触れた鷹場令をもって幕府鷹場が成立するとした。この見解はその後ながく支持され、それを継承したうえでさまざまな研究が展開してきた。すなわち、幕府鷹場は寛永以前には存在しないものと考えられ、塚本学氏のように「家康から家光に至る諸將軍は、全国どこでも將軍家は狩猟をできるものであり、したがってまた、その狩猟のために必要なら、各地の領主や人民に狩猟や鳥獣追いを禁止できると考えていたにちがいない²⁾」との見通しが与えられてきた。そうした理解は現在でも多くの研究者や関東地方の自治体史で受け継がれているのが現状である。

近世の鷹場概念をめぐってはこれまで多くの議論が行われてきたが、基本的には北島氏の見解の延長線上に展開してきたといつてよい。³⁾ところが近年、福田千鶴氏によって福岡藩では慶長期に鷹場が成立したことが明らかにされ、⁴⁾また筆者や斉藤司氏は幕府が慶長期から諸大名に鷹場を下賜していた事実を指摘した。⁵⁾

これまでの幕府鷹場研究によれば、幕府は福岡藩よりもきわめて遅れた寛永五年に鷹場を指定したにもかかわらず、慶長期から諸大名に鷹場を下賜していたということになってしまふのである。つまり、慶長期から寛永五年までの幕府は、諸藩が慶長期から領有する鷹場を、自らは領有していないにもかかわらず、諸大名には与えているという不可思議な論理を想定せざるをえなくなつてしまふのである。

そこで筆者はすでに、徳川氏の関東地方の鷹場は関東領国時代から設定され、開幕後継承されたものであったことを指摘した。⁶⁾ただその時には、関東領国時代の徳川氏の鷹場はその領国支配とかかわつて軍事的要衝地に散在的に設定され、それが開幕後継承・拡大され、寛永期に江戸周辺地域一帯への面的な設定へと移行したという見解を示したが、ここではその一部を修正しつつ、近世前期の幕府鷹場の存在形態を明らかにしていきたい。

また近世前期における公儀鷹場について指摘した斉藤司氏は、「近世前期関東における公儀鷹場は、a 將軍家鷹場、b 鷹師頭や小田原藩などが管理を担当している『預り場』(『取飼場』)、c 鷹部屋が管轄している地域、d 拝領鷹場の四つから構成されていた。この内、d 拝領鷹場は、b・cの地域が部分的に与えられたものであり、下賜される以前あるいは返上された以後は再びb・cに属することになった⁷⁾とし、その範囲は「おおよそ武蔵・相模・下総・上総の全域、上野・下野の平野部、常陸国筑波郡・河内郡といった享保期に再興された近世中後

期における公儀鷹場の範囲とほぼ等しいものと思われる」と推測している⁷⁾。同氏は別の論考では、「関東地域における公儀鷹場は、將軍が直接鷹狩を行う將軍家鷹場（御拳場）、幕府の鷹場役人が管理する預かり場（捉飼場）、江戸在府時の諸大名が鷹狩を行うために鷹狩権が下賜分与された拝領鷹場から構成されている⁸⁾」とも述べ、ここでは前記の鷹場区分bの内容に違いがみられ、またc鷹部屋が管轄している地域を公儀鷹場から除外している。同様に、近世前期の「五畿内近国における公儀鷹場は、五畿内に存在する幕府鷹場と、近江国・山城国の井伊家拝領鷹場、伊勢国の紀伊家拝領鷹場から構成され、その範囲は豊臣政権の鷹場の範囲を大枠で継承し、慶長八年の徳川家康の征夷大將軍宣下を契機として設定されたものと思われる」と推測している⁹⁾。このように、斉藤氏は公儀鷹場の内容について多少食い違いをみせているが、近世前期においては関東と五畿内・近国に公儀鷹場が存在し、それらは前記のa・b・c・dの鷹場に編成されていたと理解してよいのであろう。斉藤氏の見解には注目すべき多くの指摘があるが、公儀鷹場の全体像が示されているのかどうか、特に公儀鷹場の範囲の変遷、関東の公儀鷹場成立の見通しなどについて課題が残されているように思われる。

そこで本稿では、近世前期の幕府鷹場の全体像の解明に意を注ぎ、その成立・展開の歴史の変遷を追及していきたい。その際、五畿内・近国の幕府鷹場については斉藤氏の見解と重複するところがあるのだが、その全体像の解明のため触れていきたい。なお、本稿で使用する幕府鷹場という用語は、文字通り幕府の鷹場の意味であり、斉藤氏が規定する公儀鷹場のうち、a・b・cのほか、d恩賜鷹場を下賜する以前及び返上後の鷹場を指すものとする。また斉藤氏が規定する拝領鷹場の用語は、すでに述べたことがあるように筆者は用いず、恩賜鷹場の用語を使用する¹⁰⁾。

一 関東領国時代の徳川氏の鷹場

古代の天皇は、国家を超越した存在として山川薮沢の公私共利の原則からはずれ、その一部を禁野に設定し、一般公民及び貴族らが禁野に入つて狩猟などを行うことを禁止し、野守などを派遣して管理させた¹¹⁾。この禁野の制は、天皇が鷹狩りを含む狩猟全般を行うために整備されたものであり、直接的には隋・唐などの古代王朝の制度に範をとったものであった。

ところが、鎌倉幕府以来の武家政権の成立後、鷹狩りなどの狩猟は行われたにもかかわらず、山野河海の共有原則を超越した存在は現れず、狩猟の場が設定されることはなかった。狩猟の場が個々の給人知行地を越えて設定されたのは戦国期からであり、このことによって戦国大名は給人や百姓などの狩猟を禁じ、その管理を徹底していた。この期の狩猟場は鷹場あるいは鷹野、鷹野場と呼ばれ、鷹狩りを主体とした狩猟場を鷹場と称したところに特徴があった¹²⁾。さらにこれを国家的編成のもとで維持していたのが豊臣政権であった。この政権は個別領主権を越えて五畿内及びその近国に鷹場を設定し、鷹狩りや鷹場の維持のために諸大名を動員した。豊臣政権はこれらのことを国家公権として発動し、諸大名を雌伏させたのである。このような仕組みは各地の大名も自らの領内で築いていたとみられ、鷹場領有権はより上位の権力者に収斂する構造をもっていた。狩猟場の設定には地方の族長権あるいは在地領主権の統合という歴史過程が存在しなければならなかったのである。だからこそ、それらを統合した権力者は族長権や在地領主権を越えての鷹場の設定が可能であったといえることができる。

そこで、関東領国時代の徳川氏の鷹の諸関係を確認していくことにしたいが、周知のようにこの期の鷹事情を知る史料はきわめて乏しいのが現状であり、さしあたり『家忠日記』を手掛かりとしてみていく

ことにする。天正一八年（一五九〇）八月一日、徳川家康は駿河・遠江・三河・甲斐・信濃五カ国の領土を離れて関東に移り、江戸を本拠地とした。これが俗に「江戸御打入り」とよばれるもので、この日を記念した「八朔」の祝賀は江戸幕府の重要な年中行事の一つとなっていた。家康の関東入国は小田原参戦の諸将に対する豊臣秀吉の論功行賞の一環として行われたものであったが、その領国は北条氏の旧領である伊豆・相模・武蔵・上総・下総・上野の六カ国二四〇万二〇〇石であり、そのほかに在京賄料として近江・伊勢・遠江・駿河などを与えられた一〇万石があった。家康の関東領国の周辺には、安房館山の里見義康（四万石）、常陸太田の佐竹義重（五三万石）、同江戸崎の蘆名義広（四万八〇〇〇石）、下野宇都宮の宇都宮国綱（五万石）、同那須の那須衆（六万二〇〇〇石）などの大名・国人層が蟠踞していた。

そこで家康は、江戸を城下町として造成していく一方、神原康政を総奉行、その下に知行割の実施責任者である伊奈忠次・青山忠成などを置き、旧領五カ国時代の代官や勘定方の役人を総動員して家臣団の知行割にあたらせた。このなかで、武蔵国内の忍城は北条時代に成田長氏が城主であったところだが、徳川氏の関東入国によって家康の四男松平忠吉が配置され、同時に松平（深溝）家忠を城預かりとして入城させた。ただし、忠吉（幼名福松）は幼少であったため家康のもとにいて、実際には福松に付属した家臣団（福松衆）のみが詰めていた。忠吉には一〇万石、家忠には一万石の所領が与えられ、いずれも忍城周辺に分布していた。

『家忠日記』の記述に従ってその経緯をみていくと、天正一八年八月八日、家忠は川越城に配置されることになったが、同月二六日には忍城に変更され、同月二九日には忍城に急ぎ到着した。そして九月一日に一万貫の知行書出を与えられ、一〇月二〇日には親類衆に対し知行分けを行った。次いで翌一九年閏正月二六日より伊奈忠次の忍領卒

打がはじめられ、三月一七日に忠次より改めて一万貫の知行が書き出されたが、「殿様（家康）御下向迄ハあつけ二成候」¹³（カッコ内筆者注記、以下同）とあって、なかなか知行の所付がなされなかった。結局、この年六月六日に忠次より所付が確定した一万石の知行が渡され、改めて親類衆の知行割、その翌日に知行分けが行われた。次いで一〇月二六日には知行地内の荒地の開発や新郷市の取立てがほぼ完了した。そして文禄元年（一五九二）二月、家忠は下総国香取郡上代に一万石で移され、下総・上総両国内に所領を宛行われた。

家康の関東入国直後の家忠を取り巻く状況は前述のようなものであったが、この日記には鷹関連の記事がいくつかみられる。家忠が忍城に入って一日後の天正一八年九月九日条には、「雁をてつはうにてうち候者からめ候て、江戸へつかハし候」とあり、雁を鉄砲で打った者が捕縛されているので、忍城周辺は鉄砲使用の禁止区域か、あるいは捕鳥の禁止区域であったということになるだろう。この捕縛者は江戸に護送されたが、同月一二日に忍地域に移され、磔刑となった。また同月二〇日条には「又鉄砲にて雁うち候者はりつけ二あけ候」¹⁴とあり、同様のことがあった。家康の関東入封直後に忍周辺では規則を破って鉄砲で雁を打つ者が徘徊していたが、家康はこれに断固たる態度でぞんできた。

『家忠日記』には、家康の関東入封後、忍地域に鉄砲使用や捕鳥の禁止令を触れた形跡はみあたらないが、そうした支配権が実効性をもって機能していたことは疑いない。同月二三日には家康から根古屋（城下）法度を触れるように申し渡されており、このなかにそうした禁令が含まれていた可能性もあるが、忍周辺は家康の入封以前あるいはその時点で鉄砲使用や捕鳥の禁止が徹底していたと考えられる。

この措置が北条氏の政策を継承したものかどうかは判然としないが、その可能性がまったくないわけではない。田中丘隅が著した「民間省

要」には、「北条家関八州を領して、放鷹を司る職役の人、其禄百町に越たるあり、其下司に抱へらるゝ人、給はる禄すくなければ、能き人はすむ事なし、爰に山下宿河原辺遊屋の内に有し男、父母に背て出走り、所々に渡りて或御家にすみ、そこを持損じて故郷へ預けられしに、故郷も欠落して行末しらざりしが、いつしか放鷹の下司と成て、八州の法令皆彼が手より出て、威をたゞしくして官馬に乗る、或る時は駅伝の駕に昇れて往来のいかめしく、万人おぢおそるゝ事甚しかりし也」¹⁵とあり、北条時代に放鷹職役の下司に成り上がった人物が関八州に法令を触れて威を振るい、人々を震え上がらせていたという。この法令は鷹役人が触れているので、鷹にかかわるものであったとみられ、関八州が北条氏の鷹の統轄下にあった可能性が高い。

すでに北条氏の領国では天正七年（一五七九）には弓や鉄砲・刺縄・網綱・天網などで鳥を捕ることを禁じる法令が広域的に出され、違反者の道具を取り押さえることを命じていた。¹⁶こうした状況は鷹場（鷹野）の設定領域以外では考えられないことである。後年の事例からいえば、鷹場の維持には捕鳥のあらゆる行為が禁止され、その違反者には嚴罰が下されていた。忍周辺が北条時代から鷹場に指定され、徳川氏がそれを継承したことも十分に考えられ、いづれにしても関東入国時に徳川領国は鷹場に指定されていたように思われる。家康は鷹場支配のためにも諸地域に鷹狩りに出かけて示威を発動し、家臣団にもその徹底を促していたのである。

家康が関東入国後、領国内で幾度か鷹狩りを行っていたことは「家忠日記」により確認できる。忍周辺はそうした地域の一つであり、家忠は忍城に入城してまもない天正一八年一〇月一八日、二〇間の鷹部屋を造作している。それから二ヵ月後の二月一日、家忠は家康が近日中に忍近辺で鷹狩りを挙行するという連絡を受けた。その翌日、家忠は馬屋も造作している。そして同月一五日、江戸から家康に仕え

る鳥見の九左衛門（伊藤正知）が忍にやつてきた。おそらく鳥の生息状況の見分のためであろう。結局、この時は家康が忍に来ることはなかったが、翌一十九年閏正月一二日条には「江戸御鷹飼衆百五十計にて被越候、小栗忠藏・安藤彦四郎大將にて候」¹⁷とあり、小栗久次・安藤直次を大將とする鷹飼衆およそ一五〇人が忍を訪れ、一七日までこの地に留まっていた。その間、鷹狩りの訓練をしていたのであろう。当時、鷹匠は大將のもとに組織され、一五〇人という数のなかには餌差や犬牽たちも含まれていたことだろう。鷹飼衆の帰り際、家忠は小栗久次に反物や皿を贈り、小栗からは鷹狩りで捕った雁（鷹の雁）を贈られ、それを家中に振る舞った。これにより鷹にかかわる贈答・饗応儀礼の存在を確認できる。

天正一十九年四月五日条には、「江戸へ普請衆五人つかはし候、殿様（家康）御前にて我々たかつかい候て、当地麦ふみちらし候由候、阿部善八さゝへられ候て、申分二原田金左衛門こし候、公事にて候」¹⁸とあり、江戸城の普請のために派遣した五人が家康の御前で鷹を遣い、その地の畑の麦を踏み荒らすという事件を引き起こした。このため、御使番の阿部正広に付き添われて、その詫びとして家忠の家臣原田金左衛門を江戸に派遣した。ここでは家忠家臣の鷹遣いが問題になっていたのではなく、鷹遣いによる麦の踏み荒らしが問われているのである。この状況は後年の事例からいえば鷹場の存在を前提にしなければ成り立たないことである。この時の鷹狩りがどこで挙行されたのかは不明だが、いづれにしても江戸の周辺地域が鷹場に指定されていたことを推測させる。

家忠は以前から伊奈忠次に鷹の大緒を誦うていたが、同年九月一六日に貰い受けている。大緒とは鷹の足革につける紐のことで、鷹を据え回す時には必ず必要としたものである。そして一〇月二日には「殿様（家康）御帰城近日之由候、左候て此方へ早々御鷹野ニ御入候はん

由」¹⁹とあって、再び家康が忍領に鷹狩りに来るとの知らせが入り、同月一日に家忠は五間の鷹部屋を造作した。家康の忍領への鷹狩り来訪の報が届いた同じ頃、家忠のもとにも秀吉の「唐人」が決定的となったことが伝えられ、こうしたなかでの鷹狩り来訪の報であった。同月晦日に江戸城に向いた家忠は、「殿様来十四五日頃ニ忍へ御たかのに御こし候はん之由候²⁰」と改めて聞かされている。忍に帰った家忠は、早速鷹部屋の普請に取り掛かり、その直後に一〇間と五間の鷹部屋の建設に着手し、十一月一日に完成した。さらに同月二日には福松衆（松平忠吉の家臣団）も一〇間の鷹部屋を造作し、家康の来訪に備えた。

家康は予定通りに忍に来ることはなかったが、この月下旬には江戸を発し、岩槻・川越辺に逗留しながら鷹狩りを行っていた。そして同月晦日になって、改めて家忠のもとに「殿様来四五日頃ニ、此方へ御成可被成之由²¹」との連絡が入った。これに先立つ同月二四日、いつも家康の鷹狩りに同行している女房たちはすでに忍城に入り、家康の到着を待っていた。一二月二日、家康に仕えていた本多正信・加賀爪政尚・小栗久次から家忠に「殿様明日三日ニ此方へ御成候はん由²²」との連絡を伝えてきた。しかし、翌三日になると、「殿様今日御成之儀相延候由申来候、又殿様此方御成之儀やミ候て、小田原西都へ御こし候、若君様京都より御下向之由候て、にハかに御迎ながら小田原へ御成候由²³」とあるように、急用のため再度家康の忍での鷹狩りが中止となったとの知らせが本多・小栗から家忠のもとに伝えられた。

翌二〇年（文禄元年）正月三日には再び家康・秀忠・福松（忠吉）一行が同月五日に忍に来るとの知らせがあり、その五日には一早早く彼らを取り巻く女房たちが忍城に入った。しかし、八日にはまたしても家康らの忍での鷹狩り中止が知らされ、その代わりに翌九日に江戸の鷹師衆のみがやってきた。この時期、家康の忍での鷹狩りは何度も

計画されたが、一度も実現しなかった。しかし、他の地域には鷹狩りに出かけており、家康の鷹狩りは鷹師衆の鷹遣いととも、在地の支配権掌握を示威するために行った政治儀礼的色彩の強い狩猟であったように思われる。

すでに前年一二月二九日、福松が近日中に忍城に移り、家忠が下総に配置換えとなることは決定していた。文禄元年二月一日、家忠は忍城の引渡しを終えて、下総上代に向かい、同月二日に到着した。ここで、家忠は単一居を飼養し、たびたび鷹狩りを行い、また追鳥狩りにも出かけた。この狩りによって捕らえた獲物は家康への献上品となることもあった。

家忠のように各地に配置された上級家臣が家康の鷹狩りに合わせて鷹部屋を建設し、また徳川氏の鷹師衆が頻繁に鷹狩りに往来し、さらに雁を鉄砲で打った者を捕縛し、江戸に護送しているという状況を考えれば、家康の鷹の諸関係が上級家臣のそれよりも優越していたことは確かである。そして関東領国全体が徳川氏の鷹場に指定されていたように推察される。後述するように、開幕以降、幕府の鷹場が関東などの諸地域に広範に存在し、その支配が徹底していたことからすれば、徳川氏の関東鷹場は関東領国時代に設定されていたとみられる。そして、関東領国時代の鷹の諸関係はのちの江戸幕府のそれを規定していたと考えられるのである。

二 幕府成立期の幕府鷹場

豊臣政権のもとで大老の地位にあった家康がこれを払拭しえたのは、慶長五年（一六〇〇）の関が原の戦いに勝利し、事実上覇権を獲得することに成功したからであった。この結果、家康は戦後処理の一環として諸大名の所領の没収・削減・加封・転封などを行って豊臣「公儀」体制を打破し、徳川「公儀」体制に編成し直し、同八年に征夷大將軍

に就任し幕府を開いた。これは徳川政権が名実ともに豊臣政権に代わる統一権力を志向することを示すものであった。そして家康は、同一〇年四月に將軍職を三男秀忠に譲り、自らは大御所となった。ここに家康の大御所政治と秀忠の將軍政治との二元政治が元和二年（一六一六）四月の家康の死去まで展開することになったが、この期の幕府政治が大御所政治によって主導されたことはすでに指摘されている通りである。

そこで、徳川政権成立期の鷹場がどのような存在形態を示していたのかを確認していくことにしたい。この期の鷹場の全貌を示す史料は現在のところ知られていないが、後述するように量的拡大と質的変化を伴いながら公儀鷹場としての歩みを遂げていった。そこで関東の状況を、まず武蔵国からみていくことにする。

諸大名の江戸への往来が増大すると、有力な大名には参府中の遊獵・慰み・養生として江戸周辺地域で恩賜鷹場が下賜され、あるいは鷹狩りが許された。たとえば、関が原の役後の慶長六年（一六〇二）九月、仙台藩主伊達政宗が武蔵国久喜に一〇〇カ村の鷹場を下賜されたのを手始めに、以後有力な大名など三四名に恩賜鷹場が下賜された。また開幕前後に豊後国臼杵城に居を構えた大島光義（所領は美濃・摂津国内に一万八〇〇石）は、「その、ち江戸に参るのとき、牛島、葛西、府中等にをいて放鷹することをゆるされ、其餘御鷹場の地にても恩免ありて鷹をもてあそぶ」とあり、江戸周辺地域で鷹狩りが許された。ここにみられる「御鷹場」とは幕府鷹場に紛れなく、光義はその許可によって幕府鷹場内であればどこでも鷹狩りすることができたのである。恩賜鷹場となった場所は、いずれも徳川氏及び幕府の鷹場であったところであり、自らの鷹場であったからこそ、その地を他大名に下賜できたわけである。

次に武蔵国忍の支配状況をみてみよう。家康の関東入国時、忍城に

は松平忠吉（一〇万石）と松平家忠（二万石）の二人が配置されたが、忠吉は元服前であったので実際には家康のもとにあり、その家臣たちが詰めていた。そして文禄元年二月、忠吉は元服すると忍城に移り、このため家忠は下総国上代に移封された。その後忠吉は関が原の戦いで武功をあげ、清洲に移って尾張一國五万石を領したことで、忍領は徳川氏の蔵入地及び下級家臣の領地となり、忍城は寛永一〇年（一六三三）まで番城となつて城代の守備するところとなった。城代は比較的短期間で交代したが、それに仕えて諸事を担当した人に高木広正がいた。広正は隊下の五〇人を引き連れて忍城に入り、また城代から五〇人を預けられ、都合一〇〇人によってその守備にあたつたが、慶長一一年七月に忍で死去した。そのあとは子の正綱が受け継ぎ、寛永九年十一月の死去まで忍城を守衛した。当時の模様は、「高木九助正綱に忍領十二万石の事沙汰すべしと命ぜられ、代官小栗庄右衛門正勝、遠藤豊九郎某、天野彦右衛門忠重の三人、正綱に属してその事つかふまつるべしと仰付らる」と記されている。

このなかで忍領の大部分は代官頭伊奈忠次や代官大河内久綱らの支配下にあり、ほかに天野忠重や小栗正勝らの代官もいた。天野と小栗の履歴は大変似通っており、ともに慶長七年より忍城の城番をつとめ、同九年三月に武蔵国幡羅郡三ヶ尻村と折口村に合わせて五五〇石ずつの知行を宛行われている。そして同一八年十一月にはともに忍近郷の代官となった。天野忠重は、「（慶長）十八年十一月十八日忍近郷の御代官となり、のち同郡のうちにをいて加恩あり、すべて六百石餘を知行し、忍鴻巣の御鷹場を支配し、同心十人をあづけらる」とあり、その子忠詣には「慶長七年より東照宮につかへたてまつる、のち忍鴻巣の御鷹場を支配し、現米八十石をたまふ、その、ち大坂兩度の御陣に扈從し」とあつて、天野父子は大坂の陣以前から同心十人とともに忍・鴻巣の鷹場支配にあたっていた。また小栗正勝は家康の五カ国領有時

代から鷹匠頭的存在として位置づいていた小栗久次の弟であったが、家康の関東入国時には鉄砲同心二〇人を預けられていた。そして忍城の城番をつとめ、のち代官となったわけだが、その子正信は鷹師をつとめたものの、寛永三年父に先立って死去した。正信の子正重は將軍秀忠の鶴頭となっているが、正信の娘が天野忠諂の三男正利と縁組したことで一部の知行地が割かれて分家し、この両家は天和・貞享期まで鷹師をつとめた。

また大草忠成は「天正十八年御手鷹師をつとめ、武蔵国忍に住す」²⁷とあり、以後大草氏は天和年間まで三代にわたり、忍に住んで手鷹師をつとめた。間宮元重にも「慶長五年大坂にめされて御鷹をあづける、のち忍領に住して御手鷹師をつとむ」²⁸とあって、同様の事情がうかがえる。さらに吉田政重は「(寛永)十五年より忍の御鳥屋飼となる」²⁹とあり、その子政次にも「天和元年九月四日鴻巣の御鳥屋飼頭となり」²⁹とあって、忍・鴻巣で鳥屋飼すなわち鷹の飼養を担当していた。「柳營日記」には「忍領鳥屋飼屋敷并鳥見屋敷□城内有之」³⁰とあり、忍城内には忍領を管轄する鳥屋飼屋敷や鳥見屋敷があつて、幕府の鷹施設が位置づいており、また忍領は鴻巣とともに鷹場支配の一つのまとまりとして把握されていた。家康の関東入国直後から忍城内で鷹部屋が頻繁に造作されていたのは、徳川氏の鷹施設の拠点となつていからではないかと思われ、それが開幕後も継承・拡大されていったものであろう。

『本光国師日記』の元和元年(一六一五)十一月一日条には、「大御所様(家康)越谷にて、少御機嫌悪敷御座候ツルよし、將軍様(秀忠)も御氣遣二思召候ツル、もはや御機嫌もなをり候て、各御大慶之御事二候、御心安可被思召候、從 將軍様、鳥見二被遣候助太夫と哉覧申人、御改易之由候、名字ハ不存候、御鷹場二事外水をせき入、新ひらきなど仕候故と相聞申候」³¹とあり、武蔵国越谷に派遣されていた鳥

見助太夫が幕府鷹場内の土地に水を引き入れ新開したという理由で改易されている。同様の内容は、『駿府記』の同年十一月一日条に「大御所越谷渡御、御鷹場水滞り、御放鷹不成、因茲代官蒙御勘気云々」³²と記されており、家康が越谷に訪れた際鷹場に水が張つてあつて鷹狩りができず、その責任を問われて代官が叱責されたという。ここには処罰された者に鳥見と代官との違いがみられるが、後年の事例でも冬場の鷹狩り期間中、鷹場では稲刈り後の田への水張りが厳禁されていた。

次に、下総・上総両国内の幕府鷹場の存在状況をみていくことにしよう。『当代記』の慶長一六年二月八日条には、「新庄駿河、於下総国法度所鷹を遣、鳥見の者江戸へ令言上、依之駿河父子退散」³³とあり、常陸国麻生藩主新庄直頼・直定父子が下総国内の鷹狩り禁止区域で鷹を遣つているところを鳥見に発見され、江戸に報告されたのでその親子は退散したという。鷹狩りが禁止されている地域で、かつ鳥見が巡回している地域というのは明らかに鷹場に指定されていた地域と理解される。

「慶長見聞録案紙」の慶長一三年四月八日条には、「中納言殿(結城秀康)御法事者上総国御鷹場二森巖寺と申寺御建立御吊有之」³⁴とあり、家康の二男結城秀康の一周忌の法事は上総国鷹場内に森巖寺を建立して弔ったという。上総国内は明らかに幕府鷹場に設定されていたのである。

上総国内の鷹場支配の様子は、幕府代官であつた野村為勝の家譜にも示されている。それには「大坂兩度の御陣にしたがひたてまつり、凱旋ののち軍忠を賞せられ、上総国山辺郡のうちにして采地三百三十石餘を賜ひ、元和六年鳥見同心をあづけらる、寛永二年上総国東金領下総国千葉領兩所の御代官となり」³⁵とあり、野村は鳥見同心を従属下に置き、上総国内の鷹場支配にあたり、寛永二年からは代官をも兼帯

した。

享保四年（一七一九）に作成された「上総国山辺郡長柄郡之内御鷹場之由来書」³⁶には、次のように記されている。

一、（略）権現様（家康）御入国の節、初めて東金表御鷹場二仰付られ、御入国最初の御鷹場にて御座候由、則ち其の節、酒井左衛門尉家来栗原右衛門と申す仁を召出され、御知行三百石下し置かれ、御鷹場御預け遊ばされ候、此の外十五人召出され、鳥見役仰せ付けさせられ候

一、栗原右衛門殿儀、東金近所福俵村二居住仰付けられ、天正十八年より慶長十九年迄、御鷹場御預り役成され、其の後美濃郡代仰付けられ、跡役野村彦太夫様へ仰付けられ候

この由来書によれば、上総国東金地域は戦国時代、在地領主酒井氏の所領であったが、北条氏の滅亡後徳川家康の所領となり、その蔵入地や下級家臣の知行地となった。そして同時に徳川氏の鷹場に指定され、酒井氏の家臣栗原右衛門が鷹場預り役となり、彼のもとには一五人の鳥見が付属することになった。慶長一九年にはその跡役を野村彦太夫為勝が勤めたという。この内容は野村為勝の家譜にほぼ符合する。その後、東金鷹場の支配を担当した落合正益の家譜には、「（寛文）九年七月二十五日東金の鳥見組頭に転じ、同心十五人をあづけらる」とあり、東金の鷹場支配は初期の鷹場預り役から鳥見役へと移行したが、鳥見のもとには同心一五人が付属していた。

また『武野燭談』によれば、慶長一二年正月の関東総奉行内藤清成・青山忠成の失脚事件は、東金鷹場での農民の捕鳥が原因とされており、近世初期から東金が鷹場であったことを裏付けている。この東金には同一九年正月の家康の鷹狩りに合わせて御殿が建設され、同時に下総国船橋と東金との間には御成街道も築造された。

相模国内の鷹場については、「大坂夏の役の伊達政宗手勢引具し打て

のぼり、相模の中原にいたり鷹つかひしに、この所は御留場にて大岡何がし守りたるが、鎧提て出来り政宗にむかひ、某があづかりし所を、かく狼藉せられては、大御所へ対し奉りて申分立ず」とあり、相模国中原の幕府鷹場を管轄していた大岡氏とその地で鷹狩りをした伊達政宗とのやり取りをめぐる逸話が残されている。中原では家康が関東領国時代から鷹狩りを行い、御殿も築かれていた。安祥以来の旧臣とされる大岡氏は、『寛永諸家系図伝』では特定しえないが、「御場一件」には「権現様御代より御鳥見相勤候家筋」として大岡与惣兵衛・大岡兵蔵の名がみえる。³⁷

関が原の戦い及び開幕後の幕府鷹場の最大の特徴は、海道筋、畿内及びその近国にも拡大したことである。そこでまず東海地方から確認していくことにする。家康は慶長一三年駿府城に居を移し、その周辺のほか、駿府・江戸間及び駿府・京都間の路次でたびたび鷹狩りを行った。『駿府記』の同一年二月一日条には、「府中近辺御鷹野、田面湛水故、有御気色、仰彦坂九兵衛、畔柳壽学、松下浄慶、彼田之名主十餘人被禁獄之、是毎年茹田以後、田上之水可引去之旨令相触給処、依背御意及此儀云々」とあり、家康が駿府近辺で鷹狩りをした時、田に水が張ってあったので、その地の代官らに命じて名主ら一〇余人を投獄させた。これは稲刈り後の水落としという鷹場規制に違反したことに由来する措置であった。ところで、吉田政永の履歴には、「駿河国に在いて東照宮につかへたてまつり御手鷹師となり」とあり、駿河国内で家康に仕えて手鷹師となり、その兄種久も同様に鷹師をつとめていた。遠江国内では、『駿府記』の慶長一七年正月一日条に「当所（中泉）依為御鷹場御逗留云々」とあり、また同書の同二年二月一日条にも「相良着御、始而依為御鷹場御殿新造云々」とあり、幕府鷹場の存在が確認できる。この両地域には鷹狩りで逗留することが多かったため、御殿が建設されていた。

次に、畿内近国の幕府鷹場だが、豊臣政権のそれを継承再編したようである。畿内は古代以来、歴代政権の政治基盤となっていただけに、ながい鷹狩りの歴史を有していた。桓武天皇の代には大原野・水生野・栗前野・北野・交野などが禁野となっていて、中世でも鷹狩りの地となることがあった。これを含む畿内近国の狩場を全国の頂点に君臨する鷹場に編成したのは豊臣政権であった。豊臣秀吉は当初五畿内（山城・摂津・河内・和泉・大和）と近江・尾張・三河の三国に鷹場をもっていたが、文禄四年（一五九五）正月に尾張・三河の鷹場を関白秀次に分与した。⁴⁵ また文禄三年、翌四年と連続して、秀吉は五畿内及び近国の鷹場に諸鳥を集めるため遠国大名に鉄砲の打ち放しを指令し、ついでに諸鳥の進上をも命じた。

徳川政権は豊臣政権の鷹場を継承し、その一部を彦根藩主井伊直孝・飛騨高山藩主金森長近・姫路藩主池田輝政・伏見城代松平定勝らに恩賜鷹場として下賜し、再編した。金森氏は慶長八年に山城・摂津・河内・和泉国内、松平氏は同一二年に伏見近郷、池田氏は同一七年に摂津国内、井伊氏は元和元年（一六一五）に近江・山城国内にそれぞれ恩賜鷹場を下賜されているので、豊臣政権の鷹場の継承は慶長八年の幕府開設時を画期としていたと思われる。後述するように豊臣政権の吉良鷹場の支配にあたっていた伊藤正知は、開幕前後に幕府家臣に復帰し、伏見に住して鷹場奉行をつとめた。

このほか、家康・秀忠の時代、五畿内及び近国に住んだ幕府の鷹役人の存在が確認できる。比留正吉は少なくとも関東領国時代には徳川氏の「御手鷹の役」となっていて、京都に居を構えながら一年おきに江戸に赴いていた。開幕後も在住し、その死後子の正永も京都に住して「御手鷹の役」をつとめた。⁴⁶ 家康・秀忠の京都滞在時の鷹狩りに奉仕したものだろう。また家康に仕えた越智吉長は、「（河内国）交野の采地に住し、仰をうけて山城及び摂河三国諸鳥の法度を沙汰す」とあ

り、その子吉廣にも「父が勤に代り五畿内諸鳥の法度を沙汰す」とあり、吉廣の子吉次は当初は父の勤めを継いだがのちに総国東金の鳥見となった。

国制を基盤として活動する諸鳥法度の沙汰人の活動状況は不明だが、参考のため元和二年五月に秋田藩主佐竹義宣が法度沙汰人を通じて領内鷹場村々に触れた諸鳥法度を確認しておきたい。それには「諸鳥御法度ノ新御札、（略）於以来ハ、うつら・ひはりハ不及申、すゝめの子成共取候ハ、可為曲事由 御意之段、状ニ書申候、（略）仙北ノ内より何成共鳥持参候者□、からめ差上候へ、ほう美被下へき由、御意之段申越候、又仙北中へハ、於向後、くほ田御餌さし成共参、鳥取候ハ、からめ差上へきよし 御意被成、侍ニ候共おさへ置、住（注）進可仕由 被仰出候」⁴⁷とあり、書札に認められた諸鳥法度は諸鳥の捕獲・殺生を取り締まる法令であった。ここでも諸鳥の捕獲は民衆のみならず、藩の餌差や武士も禁止されていた。法度の沙汰人はこの法度を村々に伝達するだけでなく、違反者の摘発や捕縛、そして村々と連携しながら注進の窓口となっていた。

このことから、幕府の五畿内で活動する諸鳥法度の沙汰人も類似のことをしていたと思われ、諸鳥法度は鷹場のみに触れられる固有な法度であったとみられる。ただし、秋田藩のそれが仙北といった領域を取締りの範囲としていたのに対し、五畿内のそれは国制を基盤として諸鳥捕獲・殺生の取締りを管轄していたのである。しかし寛永中期以降、將軍の鷹狩りが畿内や海道筋で行われなくなると、この地域の幕府鷹場としての役割も後退していき、施設の減少や機構の縮小・再編が相次いだ。この結果、諸鳥法度の沙汰人はしだいに消滅し、鳥見や鷹匠の職能に吸収されていったのである。

三河国幡豆郡内は、古くから鷹と関係の深い地であった。戦国時代には鷹部屋氏という在地領主が幡豆郡小島に勢力をもっていたことも

あり、武家政権が御鷹の権を掌握する場合にこの地を抑えることは重要であつたようである。徳川氏が関東に移封されると、豊臣政権は吉良周辺を鷹場に指定し、その地に鷹場奉行を置いた。家康のもとで鳥見をつとめた伊藤正知は、天正一九年（一五九一）二月に秀吉に召抱えられ、同年八月には秀吉より吉良鷹場の鷹場奉行を命ぜられ、「御鷹場御法度書」⁵⁰を下げ渡されている。それには「吉良中諸鳥奉行之事被仰付候、ふけた・大河わら・大池・大川・高縄・なかし縄二而可取之候、此外堅可相留者也」とあり、鷹場奉行は吉良中での諸鳥の捕獲場所とその道具を見張りながら取り締まっていたことがわかる。その後、正知は家康のもとに復帰し、「伏見に住して御鷹場の奉行をつとむ」⁵¹とあり、その子正信も「三河国に住し御鷹場の奉行をつとむ」とあつて、二代にわたつて鷹場奉行をつとめていた。吉良の鷹場は開幕後、幕府鷹場に組み入れられた模様で、寛永一〇年代には手鷹師頭阿部重次一行が頻繁に出向いていた。そしてその際の経費は、遠州中泉代官所が徴収した年貢から支出されていた。つまり、その段階では鷹師頭預りの鷹場になっていたのである。

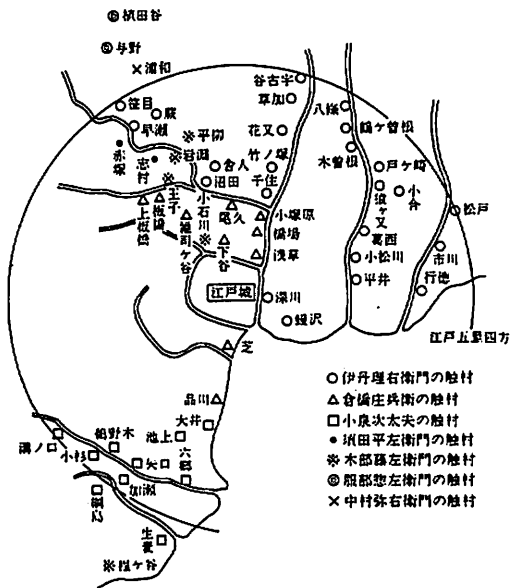
近江国内の幕府鷹場は、元和元年に彦根藩主井伊直孝が近江・山城国内に恩賜鷹場を下賜されているので、それ以前は幕府鷹場であつたといつてよい。井口宗景の家譜には、「天正十年より東照宮につかへたてまつり、三百石の采地をたまひ、近江国乙窪村に住し、御鳥屋飼の事をつとむ」⁵²とあり、乙窪村は早くから徳川氏の鷹部屋の拠点となつていた。宗景の子宗貞は近江国の郡代となつたが、宗貞の子宗次は乙窪村に住して鷹師をつとめた。また沢実則の家譜には、「元和三年はじめて台徳院殿にまみえたてまつり、御手鷹師となり、粟米をたまひ、近江国神崎郡神田村に住す」⁵³とあり、幕府は井伊氏への恩賜鷹場下賜後も近江国内に鷹師を配置していた。これは家康・秀忠が京都と江戸・駿府間の往来の路次に行つた鷹狩りに対応したものであつたろう。

このように、徳川氏は関東領国時代、鷹役人を関東のほか、近江国や京都にも置いていたが、これは在京賄料として与えられた近江国や京都滞在時の鷹狩りのために機能したものであろう。関が原の戦い及び開幕後、徳川政権はそれまでの関東のほか、豊臣政権の五畿内近国の鷹場を継承・再編し、さらに海道筋をも含めて幕府鷹場とした。この期の幕府鷹場の拡大は、徳川政権が武家政権であつたこと、また豊臣政権の後継であつたこと、そして関東を主たる政治基盤とする政権であつたことなどにより規定されており、それはまた当該期の政治的要請でもあつた。この結果、公儀鷹場は大別して幕府鷹場と諸大名に下賜した恩賜鷹場とによつて編成されることになった。このうち、幕府鷹場の諸地域には鳥屋飼や手鷹師・鷹場奉行・諸鳥法度の沙汰人などの鷹役人が配置され、鷹の飼養や鷹場の支配を行い、その付近での鷹狩りに奉仕した。そうした拠点に鷹狩り時の休泊・休憩施設となる御殿・御茶屋が建設されたのも家康・秀忠時代の特色であつた。

三 寛永五年鷹場令の歴史的意義

寛永五年（一六二八）一〇月二八日、幕府はおおよそ江戸五里四方の村々を対象に「近郊放鷹の地の制」⁵⁴（以後、鷹場令と称す）を発令した。この法令は「東武実録」⁵⁵に収録され、実際、武蔵国豊島郡芝村、同国葛飾郡平井村に触れられたものが確認できる。

この鷹場令は、江戸周辺の鷹場を対象としたまとまりのある内容をもっているため、これまで幕府鷹場の成立を示すものとして評価されてきた。各村に触れられた鷹場令は五カ条の条文と年記のみの構成だが、「東武実録」には五カ条の条文と年記のほか、「此御法度書相触る村々之事」として五四カ村の村名と各村への触達を担当した幕府代官の名前が書き上げられ、さらに「御黒印木札渡候輩」として木札一枚ずつを渡された四名の鷹師頭の名前が記されている。各代官が触達を



第1図 寛永5年鷹場令の触村

第1表 寛永5年鷹場令の触達村々

触達代官	村名
倉橋政重	下谷 小塚原 板橋 芝 浅草 橋場 尾久 上板橋 雑司ヶ谷 品川
伊丹之信	千住 竹ノ塚 草加 蕨 深川 鰻沢 葛西 市川 松戸 小合 猿ヶ又 戸ヶ崎 木曾根 鶴ヶ曾根 八条 花又 舎人 沼田 平井 小松川 笹目 早瀬 谷古字 行徳
木部直方	王子 岩淵 平柳 程ヶ谷 小石川
須田盛満	志村 赤塚
中村定俊	浦和
服部直次	与野 植田谷
小泉吉勝	六郷 生麦 網島 加瀬 矢口 大井 小杉 池上 鶴野木 溝ノ口

(出典)『東武実録』より作成

第一条では「御意」、すなわち將軍の意思として幕府鷹場内で鷹遣いが許されたのは、「御黒印」の木札を所持する者であり、鷹場村々では鷹遣いの者が来村した場合には「御黒印」の木札を改め、この木札を所持する者に限り鷹を遣わせることにした。つまり、鷹場村々は鷹遣いをする者の改めと監視とを命ぜられた。この時、「御黒印」の木札を渡されていたのは、加藤伊織則勝・戸田久助貞吉・小栗長右衛門政次・阿部新右衛門重勝の四人の鷹師頭であった。「御黒印」の木札は一人の鷹師頭に一枚ずつ渡されたが、鷹師頭に属した鷹師たちがこの木札を所持して鷹遣いすることは認められていたとみられる。

第二条では鷹場内で鷹の往来がある場合には、鷹場村々が宿継することを命じている。第三条では「御黒印」の木札を所持せずに鷹遣いをしてる者がいたならば、たとえ鷹師であっても留め置き注進する

分担した村落は第1表の通りであり、七名の代官によって五四カ村に伝達されていた。また第1図に示したように、触れられた村落は江戸の北部と東部、それに南西部にまとなり、江戸川・中川・綾瀬川・隅田川・荒川・玉川などの河川添いに集中していた。そこで、この鷹場令を『東武実録』から引用してみる。

村の名

- 一、御鷹 御意にてつかひ候者は、此御判(御黒印)木札にて可有之候之間、能々あらため、御判無相違にはつかハせ可申事
 - 一、上下のとをり鷹ハ、御鷹場之内はかり、宿次に相送へき事
 - 一、御判なくしてつかひ候者、鷹師ともにとめ置、早々可申上事
 - 一、御判なくして鷹つかひ候を見出候者には、御褒美可被下、もし見のかし候ハ、其もの曲事に可被 仰付事
 - 一、在々所々にあやしきもの、一切をくへからさる事
- 右此旨をあひ守へき者也

寛永五年十月廿八日

ことを鷹場村々に義務付けている。第四条では「御黒印」の木札を持たずに鷹遣いをしている者を発見した場合には褒美を与え、もし見逃した場合には処罰するとしている。第五条では鷹場内で「あやしきもの」を抱え置かないことを命じている。この第五条は江戸周辺農村の広域的な治安維持を目指したものと⁹⁸の見解があるが、法令の組み立てからいっても鷹場管理上の治安維持を越えるものではなかったことは明らかであろう。すなわち、この鷹場令は江戸周辺鷹場で「御黒印」の木札を持たずに鷹遣いをしている者の監視と違反者の注進、そして鷹場村の鷹の継送を義務づけたものということができよう。

ところで、「東武実録」所収の鷹場令と実際に地に触れられたものとの間には、文言上微妙な差異がある。ここでは「竹橋余筆」所収の平井村に触れられた鷹場令との比較を通してその違いを確認しておきたい。「東武実録」の鷹場令第一条の「此御判（御黒印）」の部分が「竹橋余筆」では「此をくるる御判（御合判）」とあり、また第三条の「鷹師とともにとめ置」が「たかしやうとともに其所にとめをき」となり、第四条は「もし見のかし候ハ、其もの曲事」が「もし見のかし候ハ、其所曲事」とある。特に、「竹橋余筆」の鷹場令第一条では「御黒印」の木札は鷹師側と村側とが割符の形で所持していたことを示し、第四条では鷹遣いの者を見逃した場合に処罰されたのはその本人だけではなく、その本人が居住する村落にも責任が及んだことが知られる。このため、「竹橋余筆」所収の鷹場令のほうがその内容からいって正確に写し取られているといえよう。

鷹場令の内容を概観したところで、まず第一に確認しておきたいのは鷹場令が幕府鷹場の成立を示すものではないということである。どの条文にも鷹場を新しく指定するという文言は見当たらず、江戸周辺地域がすでに鷹場設定されていることを前提にその村々に取締りや労役の提供を義務づけている。「竹橋余筆」所収の平井村に触れられた鷹

場令の端裏書には、「野田三郎左衛門御代官所武州葛飾郡平井村に御鷹遣候者渡シ場通り候付御定書」と記されている。つまり、この鷹場令は鷹遣いの者の渡し場通行に際しての御定書と認識されていたことを示しているよう。確かに、鷹場令が触れられた五四力村は、前述したように河川に面した村々を中心に、街道・脇往還の宿駅であった。この五四力村が当時鷹場に指定されていたことは明らかだが、他の江戸五里四方の村々が鷹場に設定されていなかったということではない。あくまでも五四力村は、この鷹場令を触れられた「触村」であったということである。このように、寛永五年の鷹場令はおおよそ江戸五里四方の鷹場村々に鷹場としての義務を明示したものであると同時に、渡し場統制を含む交通政策にも寄与するものであった。

次に、この鷹場令を五四力村に触れた幕府代官の性格について考えておきたい。各村に触れた幕府代官はその地の支配領主ではなかった。たとえば、平井村は当時幕府代官野田三郎左衛門の支配するところであったが、鷹場令を触れたのは幕府代官伊丹理右衛門であった。つまり、鷹場令は支配領主ではない幕府代官によって各村に触れられたことになり、幕府代官には幕府支配のほかに、公儀鷹場村々に鷹場法令を触れ回す職務を担った者もいたのである。「武蔵田園簿」によれば、五四力村のなかには私領村々も含まれており、鷹場令を触れた幕府代官は鷹場支配という側面においては幕領のみならず、私領をも管轄範囲としていた。すでに述べたように、野村為勝は元和期には上総国東金周辺の鷹場支配を行っていたが、寛永初年からは同国東金領及び下総国千葉領の代官も兼帯していた。鷹場令を触れた幕府代官は、鷹場支配という局面ではまさに公儀代官としての職務を担っていたのである。すなわち、鷹場に指定された村々は、個別領主の所領支配とは別に、鷹場支配などを受け、多元的な支配関係に置かれていた。この時代でも土地の棲み分け的所有・利用が行われ、その所有・利用ごとに

事物管轄が異なっていたのである。

さて、この鷹場令が触れられた時期は、秀忠の大御所政治と家光の將軍政治との二元政治が行われていた。こうした政治体制下で、この鷹場令が誰によって発令され、どのような歴史的意義をもっていたのかは重要な問題である。鷹場令から読み取れる内容には限りがあるので、まず同時期の幕府の鷹場政策を考えてみることにする。元和二年（一六二一）一〇月、秋田藩主佐竹義宣は幕府から武蔵・下総・常陸の三国にまたがる地域に恩賜鷹場を下賜された。寛永五年一〇月二七日、義宣は帰国するため江戸を出立、翌二八日下総国葛飾郡杉戸、同三〇日武蔵国埼玉郡高柳に到着、この地は恩賜鷹場内であり、鷹狩りなどをしながら数日逗留することになった。

その翌日である『梅津政景日記』の同年十一月一日条には、「信太兵部少使指上候、樽肴進上、此便二渡辺図書（宗綱、幕府御目付）とノ御状指上申候、御様子ハ、御鷹野場御免なき衆鷹遣候ハ、しらへ申上候へと上様之御法度之書写被遣候」とあって、幕府の御目付であった渡辺図書助宗綱を通じて「上様」からの「御法度之書写」が秋田藩家臣梅津政景のもとに到来した。その法度の内容は、鷹場の使用を許されていない鷹遣いの者の取締りを命じ、その調査の結果を報告せよとするものであった。

この「上様之御法度」が前述した鷹場令と同一のものであったかどうかは不明だが、鷹場令を発して三日後であること、無許可の鷹遣いを取り締まるものであること、江戸周辺の恩賜鷹場で鷹狩りをしてゐる佐竹氏のもとに届いていることなどから、前述した鷹場令と関連するものではないかと思われる。ましてや恩賜鷹場にいる佐竹氏のもとに届いているので、恩賜鷹場の支配にかかわるものであったと推測される。幕府が鷹場支配の局面で佐竹氏に命じることができたのは、鷹場領有権のあり方からいっても国元の鷹場が対象であることはあり

えず、恩賜鷹場の支配にかかわるものであっただろう。

またこの時期、『梅津政景日記』で表記される「上様」とは、一休誰を指し示していたのであろうか。この日記では秀忠を「大御所様」「相国様」「西丸様」、家光を「御所様」「將軍様」「本丸様」と呼んでおり、また両者を「両上様」「両御所様」と称する例もみられる。元和二年の家康没後、將軍秀忠が単独で政權を担った時、「上様」と表記することはみられたが、この二元政治下での「上様」とは秀忠及び家光のいずれかを指しているのではなく、両者の統合体を指し示すものであったと理解される。つまり、「上様之御法度」は幕府の総意として触れられたもので、恩賜鷹場内での無許可の鷹遣いの者の取締りを命じたものといえよう。幕府は鷹場令によって江戸五里四方の鷹場村々に鷹遣いの者の取締りと鷹の宿繼の義務を命じ、また「上様之御法度」によって江戸五里四方の外縁部に位置づく恩賜鷹場村々でも無許可の鷹遣いの者の取締りを強化しようとしていたのである。

当時、幕府の鷹場は関東のみならず、畿内・近国や海道筋にも存在しているにもかかわらず、寛永五年の鷹場令はなぜ江戸五里四方の村々を対象に触れられたのであろうか。この鷹場令が触れられた村々には恩賜鷹場は含まれず、もともと恩賜鷹場の支配は下賜された大名が行うものであったので、別々の触達形態をとったのは了解できるとしても、江戸五里四方の鷹場村々を一つのまとまりとして把握しようとした意図を考慮しておくことには意味がある。関東の幕府鷹場に限ってみても、江戸五里四方の鷹場村々とその外縁部の鷹場村々との間にはその差が顕在化しはじめていたことは、鷹場令の触達範囲の実情からものはつきりと読み取れる。鷹場令発令の背景として、家光の鷹狩りの地先が江戸周辺地域に限られるようになったからの見方がないわけではないが、家光の鷹狩りが江戸周辺地域に限られるようになるのは寛永九年の秀忠没後のことであり、なお時間的な開きがあつて、その

ように単純には結びつかないのではないかと思われる。

そこでその理由の一つとして、周・斉などの古代中国王朝の制度に範をとったということが考えられるのではないだろうか。「民間省要」を著した田中休愚が帝王の狩猟の功罪を述べるなかで、「周の文王の囿八方七十里」「斉ノ宣王の囿八方四十里^⑧」と紹介しているように、知識人階級にとって古代中国王朝の狩猟場の制を知るのは容易なことであったろう。江戸が將軍の総城下町として整備されてくるにしたがって、その周辺地域も固有な領域と化していったのではないかとみられ、またここには將軍を古代中国王朝の帝王と准える王権としての固有な発展と不可分な連関をもっていたように思われる。つまり、江戸城直近の江戸五里四方地域が將軍家を支えるうえでのさまざまな側面で、他の地域と区別される固有な領域として把握されるようになったとみられるのである。こうした認識がやがて「江戸廻」や「江戸近辺五里程」「江戸五里四方」「江戸より十里四方」などと呼ばれる鷹場として発現し、享保期の鷹場再編成時には御拳場として登場してくるのである。

またこの鷹場令は、鷹場内民衆の義務を体系的に明示するものとなった。勿論、それまでも鷹場内民衆はその規制と負担強制下に置かれていたわけだが、それは鷹場領主と民衆との関係を軸に展開していた。ここでは鷹場領主の恣意性を払拭し、これを公儀法として体系化したところにこの鷹場令の特質がある。これはこの期の公儀の固有な発展と不可分な連関をもつものであり、幕府権力の要請でもあったのである。

四 寛永中期以降の幕府鷹場

ここでは寛永五年の鷹場令以後の幕府鷹場の存在を確認していくことにする。この時期、江戸周辺地域が押並べて幕府鷹場に指定されていたことを明らかにするのはそれほど困難なことではない。凶作対策

として打ち出された寛永一九年（一六四二）閏九月一四日令の第六条には、「江戸廻り御鷹場ニハかゝしを不仕、其外之所ハかゝしを致し、従年内麦を蒔可申之事^⑨」とあり、「江戸廻り御鷹場」と「其外之所」とは案山子立てをめぐって違いがあった。明らかに「江戸廻り御鷹場」のほうが麦蒔き時の案山子立てについて規制がきびしかった。ここに記述されている「江戸廻り御鷹場」とは寛永五年の鷹場令の発令対象となった江戸五里四方の幕府鷹場のことであり、「其外之所」とは江戸五里四方の外側の幕府鷹場と理解していいだろう。「江戸廻り御鷹場」では麦蒔き時にも案山子立てが禁じられ、その規制が厳重であった。これは「江戸廻り御鷹場」が將軍家光の鷹狩りの場となり、その幕府鷹場では鳥類保護が徹底していたからである。

万治元年（一六五八）一二月令の第四条には、「在々所々雖為御鷹場、年内よりかゝしをいたし、麦をまかせ可申事」とあり、「在々所々」の幕府鷹場での年内の案山子立てが許可され、麦蒔きを奨励している。これと同一の内容は同三年八月令の第四条でも確認できる^⑩。いずれも凶作対策の関連で出された法令であった。ここに登場する「在々所々」の範囲を明示する文言は見当たらないが、寛永一九年令に照らし合わせれば、その範囲が「江戸廻り御鷹場」と「其外之所」とを含むことは明らかであろう。この段階の凶作は深刻で、いずれの幕府鷹場でも案山子立てを許され、麦を蒔かせることにしたのである。このように、寛永期以降、幕府鷹場には「江戸廻り御鷹場」と「其外之所」との呼称が生じて差別化が進み、それぞれの鷹場ごとにその規制も大きく異なっていた。そしておおよそ江戸五里四方の幕府鷹場が「江戸廻り御鷹場」としての歩みを遂げていったことは理解していただけたと思われるので、次に「其外之所」と記される幕府鷹場について確認していきたい。

まず武蔵国内だが、川越藩は幕閣重臣が配置されたことで知られ、

川越は江戸に比較的近いこともあって重要視されたが、寛永五年の鷹場令の触村には入っていない。幕府老中をつとめる酒井忠勝が藩主であった時代の、寛永一〇年七月一九日付の「定」の第六条に「御鷹場之法度之儀堅可申付候、御鷹野之時分道橋無油断可申付候事」とあり、川越地域が幕府の鷹場法度の適用を受け、鷹狩りの時、道や橋の普請を命じられていたことがわかる。同一一年閏七月、忠勝は若狭国小浜藩に転封となり、その引き払いの検使を幕府勘定頭の松平正綱がつとめた。その際、忠勝が家臣に出した「御書下ケ」中に「あねさき御とや鷹之事」が含まれている。当時の川越藩領は川越のほか、武蔵国忍・深谷、上総国姉崎・成東にも飛地があった。このなかの姉崎には鷹を飼育する塒があり、忠勝は幕府からその管理を小浜藩に移ったあとも重ねて命じられた。姉崎の塒は幕府の施設であったと思われる。

次いで、幕府老中をつとめる松平（大河内）信綱が川越藩主であった時代、川越藩では幕府から申し渡された条目をいくつか書き留めている。明暦三年（一六五七）正月二八日付の「江戸右被仰下候御条目書之写」⁶⁹には、川越藩領内に「川越御鳥見」と呼ばれる幕府鳥見が居住していたことが記されている。

一、御鷹匠衆御宿仕候ハ、川越御鳥見三郎右衛門殿江其儘可申上候事

一、御餌差衆江戸御出候而、御極印御改御上之判持不申餌差衆参候とも、其村々人足添へ御鳥見三郎右衛門殿迄参可申候

右之通御鳥見三郎右衛門殿被仰下候間、左様ニ御心得可被下候、

此はいふ見候ハ、名主判仕、末々村より此方江返事可被下候、以上ここに登場する「川越御鳥見」の三郎右衛門は三郎左衛門の誤りであり、姓名を鈴木重幸といい、幕府の鳥見であった。重幸は川越藩領への幕府鷹匠の宿泊や鑑札を持たない餌差の来村時には、村々にその報告を義務づける権限を有していた。その子重国は、寛文九年（一六

六九）一二月に父の跡を継いで川越の鳥見となったが、貞享三年（一六八六）一二月に幕府の放鷹制度の縮小策の一環として江戸に引越しを命じられている。この時、松平信綱の孫の信輝が藩主であったが、同月二八日付の「川越御鳥見鈴木三郎左衛門屋敷松平伊豆守家来請取候証文写」⁶⁸には次のようにある。

覚

鈴木三郎左衛門居屋敷表拾三間・裏江四拾間半之地、并表六間・裏四拾間之買添之地、年貢ヲ引、両様共、伊豆守拝領高之内、先年々借置申候、今度三郎左衛門江戸江引越被申候付、彼地御引渡請取申候、為其証文仍如件

貞享三年寅極月廿八日

松平伊豆守家来

堀江 忠右衛門

津田 次郎大夫

雪吹 三郎右衛門

設案 孫兵衛殿

これによれば、川越鳥見の鈴木重国の屋敷は川越藩領内にあり、藩主松平信輝から借り受けたものであり、免税地となっていた。しかし、重国が江戸への引越しを命ぜられたことにより、屋敷地を川越藩に引き渡すことになった。そこで、川越藩家臣三名が幕府代官設案能武に屋敷地の請取証文を提出した。

このように、川越藩領の村々は少なくとも寛永期以降貞享期まで幕府鷹場であり、領内に屋敷を構えていた幕府鳥見の支配下にあった。家康・秀忠・家光が慶長期から寛永八年まで川越に鷹狩りに来ていたことからすれば、川越地域は慶長期より幕府鷹場であったとみられる。この結果、歴代の川越藩主は領内で鷹場領有権を持ちえなかったように思われる。幕府の大老をつとめ、川越藩から小浜藩に転じた酒井忠勝は、寛永一六年九月二六日に家光から相模国鎌倉・三浦・本牧辺に

恩賜鷹場を下賜されていた。

また「厳有院殿御実紀」の寛文三年十二月九日条に「忍城内狭陰により、鳥見、鳥飼宅地を鴻巣にうつさる」とあって、忍城内に幕府の鳥見と鳥飼（鷹師）の屋敷があり、手狭になったため鴻巣に移転している。この時まで忍城内の鳥見屋敷には小栗正重・天野忠雄が住んでおり、忍・鴻巣の鷹場を支配していた。また鷹部屋を管理していたのは鳥屋飼の神谷助兵衛・大草与十郎であった。家康の三河時代から鷹師であった吉田家の家譜には、政重の代の寛永一五年（一六三八）から忍の鳥屋飼をつとめ、その子政次は天和元年（一六八二）九月四日に鴻巣の鳥屋飼頭となっている。

紀伊徳川家が寛永一〇年二月に武蔵国足立郡内に恩賜鷹場を下賜される以前、その地域は幕府鷹場に指定されており、幕府鳥見の大平角助・都筑善九郎・内山三之丞が同国足立郡谷場村に下屋敷を構えていた。この三人は紀伊家の恩賜鷹場となったあとも鷹場支配にあたり、紀州鳥見を指導していた。

久喜地域は、慶長六年（一六〇二）九月から仙台藩主伊達政宗の恩賜鷹場となり、寛永一三年二月からは二代藩主忠宗の恩賜鷹場となった。しかし、寛文元年一〇月、四代藩主の亀千代（後の綱村）は幼少のため恩賜鷹場の継承が許されず、幕府の意向により返上することになった。その後、久喜領など三万石ほどの鷹場は鷹師頭清水権之介の「預り場」となり、この「預り場」は天和二年には上総国東金の鷹場と引きかえになり、この地は「明場」、すなわち鷹場支配者が配置されない場所となった。⁷⁰伊達家の恩賜鷹場は同国栗橋領川辺・島条（島中）にも及んでいたが、恩賜鷹場の返上後、この地域は鷹師頭小野吉兵衛の「預り場」となり、元禄期の鷹遣いの停止まで同人によって支配されたようである。

近世前期の武蔵国内では、慶長一一年正月に姫路藩主池田輝政が武

蔵野、元和元年一年に米沢藩主上杉景勝が武蔵国府中・八王子、寛永一〇年二月に尾張藩主徳川義直が武蔵国入間・新座・多摩郡内、同年同月に水戸藩主徳川頼宣が武蔵国葛飾郡・下総国葛飾郡内、同年同月に彦根藩主井伊直孝が武蔵国稲毛、同年同月に郡山藩主松平忠明が武蔵国小机、同一三年一〇月に加賀藩主前田光高が武蔵国橋樹郡・相模国東郡内、寛文元年一〇月に甲府藩主徳川綱重が武蔵国羽生、同三年七月に甲府藩主徳川綱重が武蔵国府中、同四年四月に館林藩主徳川綱吉が武蔵国膝折・白子の間、同八年七月に前橋藩主酒井忠清が武蔵国八条、同年同月に忍藩主阿部忠秋が武蔵国熊谷に恩賜鷹場を下賜されている。御三家など一部を除いて、これらの多くは一代限りの恩賜鷹場の下賜であったと思われる、下賜以前及び返上後は幕府鷹場であったとみて差し支えないだろう。

次に、上総国内だが、東金地域は前述したように天正一八年より徳川氏の鷹場となり、寛永末期までは鷹場預り役、それ以降は鳥見によって支配され、その下には鳥見同心一五人が付属していた。「厳有院殿御実紀」の寛文二年（一六七二）三月二日条には、「狩場にて鳥とりし者捕へたるにより、東金鳥見所属の同心に銀賜ふ事差あり」とあって、東金鳥見に付属した同心が捕鳥者を捕縛したことにより褒美をもたらしている。そして天和二年（一六八二）一二月、武蔵国久喜領の幕府鷹場を預かっていた鷹師頭清水権之介は東金の幕府鷹場と引き替えとなり、その支配にあたるようになった。寛文末期から延宝初年頃の作成と推定される「東金御鷹場旧記」には、鷹場法度の請書を提出した村として八八組の五郷組の構成村およそ三〇〇カ村が書き上げられ、その総石高は上総国武射・山辺・長柄郡内一四万石余に及んでいた。⁷¹この五郷組はおよそ五カ村を基準に結成された組合村だが、鷹場内の取締りや鷹場役負担の共同組織として機能していた。

上総国市原郡姉崎地域は正保四年（一六四七）一二月に松江藩主松

平直政の恩賜鷹場となっているので、それ以前は幕府鷹場であったとみられる。この恩賜鷹場は天和年間に幕府に返上していた模様で、享保六年（一七二一）と推定される「御鷹御用人足出入証文」には、「四十年前（天和年間）、当国（上総国）市原郡・望陀郡にて六万石御鷹場小栗長右衛門様御預⁷³」とあり、天和年間には上総国市原・望陀両郡内の六万石の鷹場が鷹師頭小栗正直の「預り場」になっていたことがわかる。

下総・上総両国内にもいくつかの恩賜鷹場が存在した。元和二年一〇月に秋田藩主佐竹義宣が武蔵国埼玉郡内のほか、下総国結城・葛飾・岡田・豊田四郡内、寛永七年二月にかつて小倉藩主をつとめた細川忠興が下総国葛飾郡小金、同一〇年二月に水戸藩主徳川頼宣が武蔵国葛飾郡、下総国葛飾郡内、寛文元年に福井藩主松平光通が下総国佐倉・曾我野・生実・千葉堂・検見川、上総国長南・久留里・速野に恩賜鷹場を下賜されている。このうち、福井藩主松平氏の恩賜鷹場は寛永二年に下野国足利に下賜されたが、寛文元年一月に館林藩主徳川綱吉が館林城下周辺に恩賜鷹場を与えられたことにより鷹場が重なり、下総・上総両国内に移転となったものであった。

上野国内では、「厳有院殿御実紀」の寛文一一年二月九日条に「前月九日上州桐生の鷹場にて銃打しもの兩人を擲取し鳥見并に農民に賞行はる⁷⁴」とあり、同国山田郡桐生周辺の幕府鷹場の支配は鳥見が行っていた。また「談海」の寛文一一年二月九日条によれば、当時上野国新田郡新田領の幕府鷹場は鷹師頭清水権之介によって支配されていた⁷⁵。寛文年間、同国山田・新田両郡内の地域が幕府鷹場になっていたことがわかる。そして寛永一五年十二月に越後高田藩主松平光長が同国新田郡尾島、寛文元年一月に館林藩主徳川綱吉が館林城下に恩賜鷹場を下賜されているので、その下賜以前及び返上後は幕府鷹場となっていたとみられる。このうち、寛文二年八月三日、同国新田郡内ヶ島村

が綱吉の鳥見に提出した「指上申手形之事⁷⁶」によれば、鷹番人足・鳥持人足の提出を命じられ、また鉄砲打の監視義務や案子立ての制限が加えられているほか、幕府の鷹師衆や餌指衆が来村することは当然のこととされている。

下野国内の幕府鷹場の存在状況は不明な点が多いが、寛永二年に福井藩主松平忠昌が同国足利に恩賜鷹場を下賜されている。しかし、その子光通は寛文元年一月に館林藩主徳川綱吉が館林城下に恩賜鷹場を下賜されたことで、同年下総・上総両国内に移されている。また享保以降、鷹匠頭管轄の捉飼場が同国都賀・寒川両郡内に広がっていることから、近世前期の下野国内の幕府鷹場もその付近まで及んでいたのではないかと推察される。

常陸国内では、伊達家文書の貞享元年と推定される一〇月一日付の史料によれば、「伊達 陸奥守棟御領分竜ヶ崎、是者清水権之介今以預り御場⁷⁷」とあり、同国河内郡竜ヶ崎は当時仙台藩領であったが、この地域の幕府鷹場は鷹師頭清水権之介の「預り御場」であった。また同国西南部一帯には近世初期より恩賜鷹場が位置つき、慶長一六年に飛騨高山藩主金森可重が同国河内郡下妻、元和元年に和泉谷川藩主桑山元晴が同じく下妻、同二年一〇月に秋田藩主佐竹義宣が武蔵・下総国内のほかに常陸国真壁郡下館、同国河内郡下妻、正保三年二月に会津藩主保科正之が同国真壁郡下館にそれぞれ恩賜鷹場を下賜されている。勿論、これらの地域も恩賜鷹場の下賜以前及び返上後は幕府鷹場であったと思われる。このように、近世初・前期における常陸国内の幕府鷹場は時期によっても異なるが、同国河内・真壁両郡内に存在したことが確認できる。

相模国は、近世前期には西（足柄上郡・足柄下郡）・中（愛甲郡・大住郡・洵綾郡）・東（高座郡・鎌倉郡）・三浦・津久井の五郡で構成されていたが、慶安期から天和期にかけて西郡は鷹師頭間宮氏の「預り

御場」、中郡は鷹師頭加藤氏の「預り御場」、東・三浦両郡は鷹師頭間宮氏の「預り御場」となっており、津久井郡は八王子鷹部屋の管轄であった。そして寛永一〇年に小田原藩主稲葉正勝が小田原周辺、同一六年九月に若狭小浜藩主酒井忠勝が鎌倉・三浦・本牧、寛文六年一〇月に小田原藩主稲葉正則が西郡にそれぞれ恩賜鷹場を下賜されていた。⁷⁸⁾

さて相模国内では、延宝三年（一六七五）一二月に幕府鷹場の管理をめぐって大きな変動があった。この時、鷹師頭加藤伊織所屬の秋元佐大夫と赤羽八左右衛門尉は、「相州中郡御鷹場八万九千八百八拾三石余之所、鳥見二被差遣候⁷⁹⁾」として、中郡内の村々に八カ条の鷹場法度を触れ、鷹番所に張り置いて厳守することを命じ、八万九〇〇〇石余の幕府鷹場の管理を所屬の郷鳥見が行うことになったことを知らせている。同様の事情は三浦郡でも確認でき、「此度拙者三浦と御鷹場都合式万千石余之所、鳥見二被差遣候⁸⁰⁾」とあって、鷹師頭間宮氏所屬の郷鳥見が三浦郡内の二万一〇〇〇石余の幕府鷹場を管轄することになった。このように、近世前期においてはほぼ相模一國が幕府鷹場に設定されていたようである。

四代家綱の代になると、將軍の鷹狩りが畿内や海道筋でほとんど行われなくなり、それらの地域に築かれていた鷹関連施設や派遣されていた鷹役人が廃止されるか、減少していった。明らかにその役割が後退してきたのである。斉藤吉勝は二代將軍秀忠の代に伊豆國三島に住して鳥屋を管理し、その子吉之も父の仕事を継いだ⁸¹⁾が、吉之の子吉繼の代の万治年間には鷹師として江戸に下った。三島の鳥屋は延宝期には鷹師頭間宮氏の管轄であり、二人の鳥屋飼が派遣されていた⁸²⁾。家康の代には遠江國中泉にも鳥屋があったが、以後その存在は確認できない。また京都に住んで手鷹師をつとめた比留氏も元禄期には江戸に下り、河内國交野に住して五畿内などで諸鳥法度の沙汰人をつとめた越智氏は寛永一九年に上総國東金の鳥見となり、関東に移っている。

このような状況のなかで、畿内や海道筋に存在した幕府鷹場がすべて自然消滅したのかといえ、必ずしもそうではなかった。三河國吉良の幕府鷹場が寛文期にも維持されていたことは、次の史料によって確認できる。⁸⁴⁾

參州吉良御鷹場、其外於御領私領、以鉄炮蜜々鶴・白鳥・鴈・鴨等打之由、其間有之候間、入精見出、相捕候様領内堅可被申付候、若捕候儀於難成者切殺候共、又者鉄炮にて打殺候而も不苦候間、可被得其意候、恐々謹言

（寛文十三年）二月三日

稲垣 信濃守殿

松平 帶 刀殿

吉良 上野介殿

板倉 内膳正殿

水野 監 物殿

小笠原山城守殿

土井 兵庫頭殿

松平 備前守殿

三宅 能登守殿

菅沼 主 水殿

鈴木 八右衛門殿

鳥山 牛之介殿

松平 市右衛門殿

別紙

同文言覚書

板倉 内膳正

土屋 但馬守

久世 大和守

稲葉 美濃守

此三通者領内除之
御代官所と調之

稲葉氏など幕府老中四名は、三河国内で所領支配を行っている大名・旗本・代官らに対し、吉良地域の幕府鷹場やその周辺で鉄砲を使った鳥の密猟者が横行しているととしてその発見と捕縛とを領内に徹底するように命じた。この目的が吉良地域の幕府鷹場の維持であったことは

明らかである。犯人の捕縛が困難な場合には切り殺しても射殺してもよいとしており、鷹場での鳥類の保護に向けた幕府の強い姿勢を読み取ることができる。

伊藤正信の経歴のなかに「三河国に住し御鷹場の奉行をつとむ」とあり、また江戸で鳥見をつとめた嫡男正行が寛永七年正月に葛西辺での鷹狩りの際にはじめて將軍家光に謁見している⁸⁵ので、父の正信が三河国内で鷹場奉行をつとめたのは寛永期もしくはそれ以前のことであったと思われる。すでに述べたように、天正末期には吉良の鷹場は豊臣秀吉が領有しており、その時の鷹場奉行は正信の父正知であったが、その後開幕を契機にしていたように思われるが江戸幕府の鷹場となり、正信の支配に属したとみられる。そして寛永末期には、鷹師頭の阿部重次と間宮信之とが交替で江戸から鷹師や餌指らを引き連れて吉良へ鷹遣いに赴いていた⁸⁶。つまり、この時期には、吉良鷹場は鷹師頭の支配に属していたとみられるが、鷹師頭が交替で鷹遣いに赴くことでこの鷹場の命脈が保たれていたようである。こうした状況が三河国内の諸領主を動員して吉良の幕府鷹場を侵す鳥殺生人を捕縛しようとした背景ではなかったかと推察される。

さて、従来、この時期の五畿内及び近国の幕府鷹場に関する考察はみられなかったが、近年斉藤氏によって『寛政重修諸家譜』に記述された諸家の動向を手掛りとして推論が提起された。これによれば、「近世前期には、五畿内に幕府の鷹場役人が配置され、鷹場の管理を行っていることは明らかである。しかし、元禄六年の鷹場の廃止を契機として、関東地域と同様に畿内近国の鷹場も廃止され、従来鷹場の維持管理を担当するため、その地域に世襲的に配置・居住してきた鷹場役人の存在の必要性がなくなり、江戸への集住が命じられたものと思われる⁸⁷」としている。しかし、元禄六年に幕府鷹場が廃止されたとするのは正確でなく、この年は鷹遣いを停止したもので、まだ鷹師頭や鳥

見などの鷹役人も縮小されているとはいえ残存し、正確には「御鷹場」が「御留場」に改められ、それに指定されている村々は依然として鳥殺生の取締りや病鳥の保護などを義務づけられていた。「御留場」は元禄九年（一六九六）一〇月の鳥見の廃止をもって「元御留場」と称されたが、以後は支配領主によってその地の殺生取締りが行われ、鳶・鳥の巢払いや放し飼いの鶴などの保護は生類方——寄合番の組織体制によって行われた⁸⁸。

京都において代々幕府の手鷹師をつとめた比留氏は、寛文年間、信次の死後を継いだ正房の代に京都を離れて近江国下坂本に住してその職にあつたのだが、元禄六、七年頃に江戸に移って寄合番となった⁸⁹。また代々、近江国乙窪村に住した井口氏は曾祖父の宗景が「御鳥屋飼」をつとめ、祖父の宗貞は近江国の郡代、父の宗次は「御鷹師」となり、その子宗貞は「御手鷹師」となり、元禄四年七月二十一日遺跡を継、七年三月めされて江戸にきたり、寄合番に列し、八年五月二十三日市谷犬小屋の支配となり⁹⁰とあり、元禄七年三月に江戸に移った。さらに代々近江国神崎郡神田村に住して手鷹師をつとめた沢一族は、本家の実重、分家の奉実、秀実が元禄年間に寄合番に、分家の実武、正宣が天和二年三月二日に小十人に転じ、江戸に下っている⁹¹。

また京都の町餌指について触れた塚本氏は、「京都の町餌指は、將軍家上洛放鷹の際に鷹餌を差上げるのを職掌とし、板倉重矩当時つまり一七世紀後半に三四人ときめられ、小鳥札を渡されて小鳥を取つていたが、元禄初年には札を渡すことがなくなり、七年五月、御鷹のことがないのに餌指ということはないとして、町鷹師にでもかわるようになお下つて元禄一六年九月であり、その際も「餌さし三拾四人え申渡、証文申付候」と表現されるのだが、將軍家餌指としての地位は、七年五月に消滅したのであろう⁹²」と述べている。これによれば、京都の町餌指は

元禄初年には將軍家上洛放鷹の際に鷹餌を調達するという実質的な機能を失っていたように思われるが、町餌指としての地位は元禄一六年九月まで保持していたようである。

これらのことから、寛永中期以降における畿内近国の幕府鷹場は、それ以前に比べて明らかに將軍の鷹狩りの回数が減ったことで鷹狩りの場としての機能が低下し、これに伴って鷹連施設及び鷹役人も縮小し、細々と命脈を保っていたにすぎなかったと思われる。このことは恩賜鷹場の下賜といった側面からいえる、慶長八年に金森氏が山城・摂津・河内・和泉国内、同一二年に松平定勝が伏見近郷、同一七年に池田氏が摂津国内、元和元年に井伊氏が近江・山城国内、同九年に紀伊徳川氏が伊勢国に与えられているにもかかわらず、それ以降新たに畿内近国に恩賜鷹場を下賜されている者はいない。これは幕府にとって鷹場という側面で畿内近国の位置が相対的に低下したことによるものであろう。

おわりに

以上、簡単な素描だが、近世前期における幕府鷹場の存在状況について時代的推移を考慮しながら検討してきた。

まず徳川氏の関東鷹場は関東領国時代に形成され、これは北条氏の鷹場を継承した可能性があることを述べた。そしてその範囲は徳川領国全体に及んでいたと推察される。それというのも、近世中期以降、常陸国内の大部分や安房国内が幕府鷹場に組み入れられていないのは、近世初期に佐竹氏や里見氏の領国であったからとみられる。さらに鷹場に指定されていた地域では規制が徹底し、また諸地域に鷹施設を分散させるなどして、家康や鷹役人の鷹狩りに備えていた。

この関東鷹場は江戸幕府に継承されたが、それだけにとどまらず家康の征夷大將軍宣下を契機として、幕府鷹場は畿内近国や海道筋にも

拡大した。特に、畿内近国の幕府鷹場は豊臣政権の鷹場を継承したものと生まれ、海道筋の鷹場とともに將軍の上洛時及び江戸・京都間の往来時の鷹狩りに利用された。またそれらの地域の各所には鷹役人や鷹施設が配置され、將軍の鷹狩りに役割を果たすことになったのである。その結果、幕府鷹場の一部は関東・畿内近国を問わず、諸大名に恩賜鷹場として下賜され、諸大名の江戸・京都滞在時の慰みや養生のため鷹狩りの場として利用された。このことはまた恩賜鷹場を下賜された大名が公儀鷹場の支配の一端を担うことを意味した。また、この恩賜鷹場の下賜儀礼は幕藩関係の絆を深めることにも作用し、これに伴って鷹の鳥の贈答儀礼や饗応儀礼なども付随したのである。

寛永五年の鷹場令は幕府鷹場の成立を示すものではなく、幕府鷹場の存在を前提として鷹場村々に鷹場法度を触れたものであった。ただし、この法令の特徴はおよそ江戸五里以内の鷹場村々を対象に触れたことであり、これは幕府鷹場のなかでおおよそ江戸五里以内の鷹場が一つの地域集合体として意識されていたことを示すものであった。この幕府鷹場の編成は古代中国王朝の狩猟場に倣ったものと思われ、近世王権としての徳川將軍権力にふさわしい組み立てがなされたのである。この認識が享保期に御拳場を生み出す原動力となったことは疑いのないところであろう。このように、関東鷹場は寛永期に江戸五里以内の鷹場とそれ以外の鷹場との間に違いを生み、その支配や管轄者が新たに編成し直されはじめたのである。

寛永中期以降、海道筋及び畿内近国の幕府鷹場は、將軍の鷹狩りが行われなかったことで鷹狩りの場としての機能が低下し、これに伴って鷹連施設や鷹役人も縮小し、細々とその命脈を保っていたにすぎなかった。このことは恩賜鷹場の下賜の側面からいえる、近世初期に行われていた畿内近国への鷹場の下賜が寛永期を過ぎると新たにみられなくなり、幕府鷹場における畿内近国の位置が相対的に低下したので

ある。その時期、恩賜鷹場では紀伊徳川家の伊勢鷹場、井伊家の近江・山城鷹場が維持されていたにすぎなかった。しかし、この時期でも三河国吉良の幕府鷹場はその近隣に領地をもつ大名・旗本・代官らの動員によって維持され、毎年鷹師頭らは鷹遣いに赴いていた。また近江国では鷹師の比留・沢の両氏は天和期から元禄期までその活動を続け、京都の町餌差も元禄期まで将軍の鷹狩りに備えて餌差業務を行っていた。このように、この時期、関東と海道筋・畿内近国との鷹場ではその歩みに大きな違いがみられ、関東鷹場でさえ江戸五里以内とその外とは支配の内容に違いがみられたのである。これはこの期の公儀権力のありようと密接なかわりをもつものであったとみられる。

本稿では近世前期における幕府鷹場の存在状況の析出に主眼を置いたため、放鷹制度全般の流れを素描していない。幕府鷹場の推移（特に、家康期から家光期までの拡大・維持路線と家綱期から綱吉期までの縮小路線との違い）は、鷹役人の配置や鷹の鳥をめぐる贈答儀礼などとも連動しているものとみられるが、具体的な分析は今後の課題とせざるを得ない。

注

- (1) 東京都立大学学術研究会編『目黒区史』（一九六一年）二五〇頁。
- (2) 塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークロア」（平凡社選書八〇、一九八三年）一三〇頁。
- (3) 伊藤好一「江戸と周辺農村」（『江戸町人の研究』第三卷、一九七四年）、同「鷹場と広域支配―その研究史にそって―」（『多摩のあゆみ』第五号、一九八八年）、大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」（『史海』第三三・二四合併号、一九七七年）、改題して「享保改革の地域政策」（一九九六年）に所収、岩田浩太郎「関東郡代と『領』―江戸周辺の地域編成の特質―」（『関東近世史研究』第一六号、一九八五年）。
- (4) 福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」（『地方史研究』

第三二号、一九九一年）、同「福岡藩の御旗場支配についての一試論」（『九州史学』第一〇五号、一九九二年）。

- (5) 拙稿「江戸幕府鷹場制度の形成と機能―上総国東金御鷹場を中心として―」（『法政大学大学院紀要』第五号、一九八〇年）、同「江戸幕府鷹場制度の成立過程」（『幕藩制社会の展開と関東』、一九八六年）、斉藤司「近世前期、関東における鷹場編成」（『関東近世史研究』第三号、一九九二年）、同「近世前期における五畿内近国の鷹場編成」（『近世の地域編成と国家』、一九九七年）。
- (6) 注(5)の拙稿論文。
- (7) 斉藤司「近世前期、関東における鷹場編成」（『関東近世史研究』第三号、一九九二年）。
- (8) 斉藤司「近世前期における五畿内近国の鷹場編成」（『近世の地域編成と国家』、一九九七年）。
- (9) 注(8)に同じ。
- (10) 拙稿「綱吉政権初期の鷹政策」（『法政大学教養部紀要』第一〇七号、一九九八年）。
- (11) 鬼頭清明「古代における山野河海の所有と支配」（『日本の社会史』第二卷、一九八七年）。
- (12) 拙著「将軍の鷹狩り」（一九九九年）一一二頁。
- (13) 「家忠日記」（『増補続史料大成』第一九卷）三九〇頁。
- (14) 右同、三七三―四頁。
- (15) 「民間省要」（『日本経済大典』第五卷）一六三頁。
- (16) 盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」（『歴史学研究』第六六二号、一九九四年）。
- (17) 注(13)、三八五頁。
- (18) 注(13)、三九一頁。
- (19) 注(13)、四〇六頁。
- (20) 注(13)、四〇八頁。
- (21) 注(13)、四一〇頁。
- (22) 注(13)、四一一頁。
- (23) 注(22)に同じ。
- (24) 「新訂寛政重修諸家譜」第二、八九―九〇頁。

- (25) 『徳川実紀』第一篇、六三八頁。
- (26) 『新訂寛政重修諸家譜』第一四、一九七頁。
- (27) 『新訂寛政重修諸家譜』第一六、三四〇頁。
- (28) 『新訂寛政重修諸家譜』第七、二五五頁。
- (29) 右同、一四六頁。
- (30) 『柳營日次記』寛文三年二月九日条。
- (31) 『新訂本光國師日記』第三、二八〇頁。
- (32) 『駿府記』(『当代記・駿府記』) 三二七頁。
- (33) 『当代記』(『当代記・駿府記』) 一七七頁。
- (34) 『慶長見聞録案紙』(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』六五) 四三頁。
- (35) 『新訂寛政重修諸家譜』第七、一九八頁。
- (36) 『東金市史』史料篇一、三四六―三五三頁。
- (37) 『新訂寛政重修諸家譜』第五、八九頁。
- (38) 『武野燭談』(『江戸史料叢書』一八二―五頁。
- (39) 注(25)、三六六頁。
- (40) 『御場一件』国立公文書館蔵。
- (41) 注(32)、二三四頁。
- (42) 注(35)、二四一頁。
- (43) 注(32)、二二七頁。
- (44) 注(32)、二九六頁。
- (45) 注(8) に同じ。
- (46) 『新訂寛政重修諸家譜』第一七、一六四頁。
- (47) 注(28)、四六―七頁。
- (48) 『梅津政景日記』二(『大日本古記録』) 二七二頁。
- (49) 『新訂寛政重修諸家譜』第二〇、三二八頁。
- (50) 記録御用所本「古文書」一三一、国立公文書館蔵。
- (51) 注(49) に同じ。
- (52) 注(46)、一二五頁。
- (53) 注(28)、四四頁。
- (54) 『徳川実紀』第二篇、四四五頁。
- (55) 『東武実録』二(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』二) 五三六―八頁。
- (56) 『新編武州古文書』上、一四三頁。

- (57) 『新編武州古文書』上、一九八―九頁、『竹橋余筆』、一三三頁。
- (58) 大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」(『史海』第三・二四合併号、一九七七年)、改題して『享保改革の地域政策』(一九九六年) に所収。
- (59) 『梅津政景日記』七(『大日本古記録』) 九一―二頁。
- (60) 『新訂民間省要』、四二五頁。
- (61) 『徳川禁令考』前集第五、二七八五号、一五五―六頁。
- (62) 『御触書寛保集成』二一九号、二二二二号、一〇二九―三〇頁。
- (63) 『川越市史』史料編、近世一、五―六頁。
- (64) 右同、八―一〇頁。
- (65) 注(63)、一七六―七頁。
- (66) 『竹橋余筆』、一五六頁。
- (67) 『徳川実紀』第四篇、四八四頁。
- (68) 注(28)、二四六頁。
- (69) 『会田落穂集』、二九―三〇頁。
- (70) 『久喜市史』資料編二、近世一、六五六―七頁。
- (71) 『徳川実紀』第五編、一二六頁。
- (72) 『改訂房総叢書』第五輯、七一―九七頁。
- (73) 千葉美胤家文書(市原市今宿)。
- (74) 注(71)、九三頁。
- (75) 『談海』寛文一年二月九日条。
- (76) 『太田市史』史料編、近世一、一三八頁。
- (77) 注(70) に同じ。
- (78) 注(7) に同じ。
- (79) 『平塚市史』四、資料編、近世三、二五三頁。
- (80) 『神奈川県史』資料編六、近世三、四九号、一四一―二頁。
- (81) 『新訂寛政重修諸家譜』第一三、一六〇頁。
- (82) 『東金市史』史料篇一、三六八―七四頁。
- (83) 注(33)、一七一頁。
- (84) 『被仰出留』国立公文書館蔵。
- (85) 『新訂寛政重修諸家譜』第二〇、三二八頁。
- (86) 『磐田市史』史料編四、近世追補一、二五―三四頁。

- (87) 注(8)に同じ。
- (88) 拙稿「生類憐み政策下における放鷹制度の変容過程」(法政大学人間環境学会編『人間環境論集』第一巻第一号)。
- (89) 『新訂寛政重修諸家譜』第一七、一六四頁。
- (90) 右同、一二五頁。
- (91) 注(35)、四〇―五頁。
- (92) 注(2)、一二三頁。